平成２１年（フ）第４５６号
和歌山県橋本市高野口町名古曽1206番地、開始決定時の住所和歌山県橋本市高野口町名古曽15番地の８
破産者　京谷木材こと　京谷　順弘
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５５２号
和歌山市北新３丁目１番地　めぐみハイツ202号
破産者　中野　伸晃
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４３号
和歌山市和歌浦東２丁目５番58号
破産者　割烹初音こと　大川　淳子
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４号
和歌山県紀の川市貴志川町国主275番地２
破産者　竹下栄一郎
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３号
和歌山県海南市下津町上203番地１
破産者　栩中　正博
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８５号
和歌山市森小手穂1181番地
破産者　上西マーブルこと　上西　達治（旧姓稲垣）
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９３号
和歌山県岩出市赤垣内83番地
破産者　宮本　隆子
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２０５号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田55番地、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字青木106番地16
破産者　大江　みか
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４７号
長崎県雲仙市瑞穂町古部乙1140番地２
破産者　坂上ひとみ
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
長崎県対馬市厳原町国分1268番地、前住所長崎県対馬市厳原町今屋敷741番地
破産者　糸瀬　眞也
１　決定年月日　平成22年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２０年（フ）第１３３３号
福岡市西区壱岐団地88番301号
破産者　恒松　　誠
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１号
福岡市博多区東比恵３丁目18番１―1008号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区美野島１丁目15番22号
破産者　米倉設備こと麺類テッポーこと　米倉正悟
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３号
秋田県大館市字松館57番地７、前住所秋田県北秋田市綴子字大堤家後51番地７
破産者　小倉　博信
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１５４号
秋田県大館市字松館57番地７、前住所秋田県北秋田市綴子字大堤家後51番地７
破産者　小倉　里美
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２５号
秋田県大館市字池内道上１番地33、前住所秋田県大館市川口字洞バミ１番地94
破産者　小畑　　勉
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２６号
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館８番地８
破産者　尾樽部幸穂
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３４号
秋田県大館市長坂字中岱98番地４
破産者　小笠原和子
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２０年（フ）第３８５１号
名古屋市南区鳴浜町４丁目１番地　鳴浜住宅１棟109号
破産者　坂口　文男
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部